

あいち花マルシェ2026 実施運営業務委託 募集要項

1 業務の目的

あいち花マルシェ実行委員会では、日本一の花の生産を誇る「花の王国あいち」として、本県の大規模プロジェクトと連携し、生産者から実需者までの花き関係者や行政が一体となり、本県の素晴らしい花を「見て・触れて・購入できる」県民参加型のイベント「あいち花マルシェ2026」を開催することとしている。

本業務では、あいち花マルシェ2026の企画から調整、広報、設営、運営、維持管理、撤去、効果検証等までの全てを一体的に委託し、円滑なイベント開催を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託者

あいち花マルシェ実行委員会

構成：愛知県、名古屋市、安城市、JAグループ愛知（中央会・連合会）、あいち中央農業協同組合、愛知県花き温室園芸組合連合会、安城市温室園芸組合、公益財団法人安城都市農業振興協会、名古屋生花小売商業協同組合、一般社団法人JFTD

(2) 業務内容

「あいち花マルシェ2026」の企画から調整、広報、設営、運営、演出、維持管理、撤去、効果検証等までのイベント全般に関する業務で、「あいち花マルシェ2026実施運営業務仕様書」のとおりとする。

(3) 開催時期

ア 名古屋ステージ ① 2026年9月下旬のうち2日間

② 2026年10月3日（土）、4日（日）2日間

③ 2026年10月上旬のうち2日間

イ 三河ステージ 2026年11月21日（土）、11月22日（日）、23日（月）3日間

(4) 開催場所

ア 名古屋ステージ ① アジア・アジアパラ競技大会関連会場（名古屋市内）

② 名城公園（名古屋市北区）

③ アジア・アジアパラ競技大会関連会場（名古屋市内）

イ 三河ステージ 安城産業文化公園デンパーク（安城市赤松町）

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

26,300,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2に準じて、契約金額の100分の10以上の額とする。

(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 に準じて免除する。)

(4) 契約期間

契約締結日(2026年5月下旬予定)から2027年1月29日(金)までとする。

(5) 委託料の支払条件

精算払いとする。

4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

5 募集期間

2026年4月24日(金)から5月18日(月)午後5時まで

6 応募資格

花の管理に精通しており、イベントに豊富な経験と人的資源、企画力、技術等を有する者とする。また、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容の全てに登録されていること。

ア 業務(大分類)「03:役務の提供等」

営業種目(中分類)「03:映画等製作・広告・催事」

取扱内容(小分類)「03:催事」

取扱内容(細分類)「01:イベント企画、02:会場設営、03:展示、04:音響」

イ 業務(大分類)「03:役務の提供等」

営業種目(中分類)「03:映画等製作・広告・催事」

取扱内容(小分類)「04:デザイン」

取扱内容(細分類)「01:デザイン、02:展示物等の制作」

(3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に本店又は支店等があること。

(4) この公募の日から契約の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

(5) この公募の日から契約の日までの期間において、愛知県農業水産局から指名停止を受けている日が含まれないこと。

(6) 代表者が破産者でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(9) 本業務と同等程度の業務実績があること。

7 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

ウ 定款又は寄付行為、規約等

エ 直近2か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式1）の1「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記載すること。

オ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

カ 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

キ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

記載されている取組について、該当する取組がある場合は、必要書類を添付して提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙1「登録証明書」参照）。

(2) 提出方法

紙媒体で1部、別途電子データファイルにより提出すること。

紙媒体については、持参若しくは郵送等で提出すること。（郵送等の場合は、配達の日都合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。）電子データファイルは、(5)のメールアドレスあてに送付すること。ただし、電子データファイルの容量が14MBを越える場合は、14MB以下で複数回に分けて送付するか、大容量ファイル便により送付すること。また、CD-Rでの提出も可とする。

(3) 提出期限

2026年5月18日（月）午後5時（必着）

※募集期間の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

(4) 企画提案書作成上の注意

ア 書類の様式

用紙サイズはA4判（横書き、ページ番号付き）とすること。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項に違反すると認められる場合

(オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書類の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出書類の問合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。

オ 提出書類の管理等

(ア) 応募書類は返却しない。

(イ) 提出書類に係る個人情報、本業務の目的に限って使用し、厳重に管理する。

(ウ) 採用された企画提案書の著作権は委託者に帰属するものとする。

(エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画提案書は委託者と協議のうえ、決定する。

(5) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

あいち花マルシェ実行委員会事務局

(愛知県 農業水産局 農政部 園芸農産課内)

担 当 細見、津田

電 話 052-954-6419 (ダイヤルイン)

メール engei@pref.aichi.lg.jp

8 公募説明会の開催

(1) 開催日時

2026年5月11日(月) 午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

愛知県西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

(開始5分前までに同庁舎5階園芸農産課前に集合すること。)

(3) 申込期限

2026年5月1日(金) 午後5時

(4) 申込方法

「事業者名」、「出席者氏名」、「事業所住所」、「事業所電話番号」、「事業所メールアドレス」を明記の上、メールで申し込むこと。

なお、メールの件名等に「あいち花マルシェ2026実施運營業務委託公募説明会」と明記すること。

(5) 申込先

「7(5) 提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスと同じとする。

(6) その他

ア 説明会への出席が応募の条件とはならないが、できる限り出席すること。欠席により不利益を受けた場合でも、委託者はその責任を負わないこととする。

イ 必要書類は、出席者が県Webページからプリントアウトし持参すること。

ウ 各事業者の出席者数は最大3名とする。

エ 応募に関する問合せは原則として本説明会でのみ受け付ける。

9 提案の審査・選定

(1) 審査方法

提出後は、事務局が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする（1事業者あたり説明20分、質疑応答10分を予定）。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

ア 日時

2026年5月22日（金）午後1時から午後2時30分まで（予定）

※終了時刻は応募者数により前後する。

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室するものとする。

プレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 場所

愛知県西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

ウ 集合場所

愛知県西庁舎 5階 園芸農産課

エ 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

(ア) 事業の実現性・実効性について

a 事業の実施体制等

b 企画提案者の事業基盤

(イ) 提案内容の優良性について

a 事業の実施方法

b 事業の内容

(3) 予備審査

応募者が3件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査会を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

ア 提出書類の書面審査を行う。

イ 審査基準については審査委員会に準ずる。

ウ 応募者の順位を付け、上位2件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。

オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の結果を踏まえて、委託者が委託先を選定する。

(5) 通知

審査結果は選定後、速やかに応募者へ通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託金額限度額の範囲内で交渉のうえ、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時と同じ条件下で、その金額を超えることは認めない。

10 スケジュール（予定）

2026年4月24日（金）	応募開始
5月1日（金）	説明会の申込期限
5月11日（月）	説明会
5月18日（月）	応募締切
5月22日（金）	審査
5月下旬	委託先の決定、契約
2027年1月29日（金）	業務完了、完了報告書の提出
2月上旬	完了検査、請求書の提出
2月中旬	委託料の支払い

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、説明会及び審査委員会等の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、委託者は契約の変更や解除を行うことができるものとする。